

令和5年度東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
戦略推進部サステナブルファイナンス推進担当課長
特定任期付職員 採用案内

令和6年1月9日
東京都スタートアップ・
国際金融都市戦略室

本採用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

1 採用予定職、採用予定人数等

(1) 採用予定職

スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部サステナブルファイナンス推進担当課長
※特定任期付職員

(2) 職務内容

○令和3年11月に公表した『国際金融都市・東京』構想2.0の推進に向けた施策の企画・立案、調整、実施等に関すること

（世界をリードする「国際金融都市・東京」の実現に向けて、本構想に基づき、グリーンをはじめとするサステナブルファイナンスの発展を通じた社会的課題の解決に貢献する分厚い金融市場の構築や、革新的なサービスの創出につながるフィンテックの活用等を通じた金融のデジタルイノベーション等の推進に係る施策の企画・立案、調整、実施等を行うことなど）

○令和4年11月に公表したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」の推進に向けた施策の企画・立案、調整、実施等に関すること

（スタートアップの成長を促進するため、資金面からのスタートアップ支援を中心とした取組など）

具体的には、

- ①「Tokyo Green Finance Initiative」（TGFI）の推進として、ESGに関する企業の取組等の情報プラットフォーム整備、グリーンボンド発行体への支援、中小企業におけるグリーンファイナンスの活性化
- ②フィンテックの活用等による金融のデジタルイノベーションとして、画期的な技術やサービスを有する海外フィンテック企業の誘致・創業支援、初期費用や事業基盤強化に要する費用の負担軽減策、国内企業や金融機関等とのマッチング
- ③大学の優れた研究や研究開発型の企業の技術を社会に実装するためのファンドの創設等

を踏まえ、国際金融やスタートアップ分野における広い知見に基づき、

- ア 上記①～③に関する施策を企画・立案、関係者との調整を行い、又は、実施するとともに、国内外の経済・社会情勢などを踏まえた施策のバージョンアップを検討すること
- イ 上記①～③に関する施策以外にも、「『国際金融都市・東京』構想 2.0」やスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」の推進に向けた新たな施策を企画・立案、関係者との調整を行い、又は、実施するとともに、国内外の経済・社会情勢などを踏まえた施策のバージョンアップを検討すること
- ウ 上記ア及びイについて、国・民間事業者（金融機関等）との連携を積極的に図りつつ、幅広く施策展開を図ることを職務とする。

(3) 採用予定人数等

- ア 採用予定人数 2名
- イ 勤務予定先 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
(新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎)

2 採用予定日

令和6年4月1日

3 任用期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（最長5年まで期間を延長できる場合があります。）

4 受験資格等（基準日：特に断りのない限り採用予定日）

- (1) 受験資格
 - ア 金融系企業において、企画部門での業務経験があり、10年以上の実務経験を有する。
 - イ グリーンファイナンス等のサステナブルファイナンスをはじめ、ESG、SDGs や地域社会・経済といった視点に基づく社会的課題の解決に資する業務経験を2年以上有する。
 - ウ 金融商品（ファンド等）の開発経験を2年以上有する、又は、フィンテックの分野とされる、決済・送金、融資・ローン、会計・財務、PFM個人財務管理、個人資産運用、保険、セキュリティ、金融情報、仮想通貨、ソーシャルレンディング、クラウドファンディングにおいて、セキュリティトークン（デジタル証券）の導入等金融サービスのデジタル化の経験を2年以上有する。
- (2) 求められる人物像
 - ア 「『国際金融都市・東京』構想 2.0」において示した国際金融全般の最新の状況に関する知識（知見）を有するとともに、同構想の趣旨を理解し、その実現に向けた熱意を有する。
 - イ スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」の趣旨、スタートアップ分野における広い知見を有し、各事業の背景を理解し、その実現に向けた熱意を有する。
- (3) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 選考方法等

- (1) 第一次選考（書類選考）
応募書類の記載内容により、「専門性」及び「業績」等を勘案し選考します。
- (2) 第二次選考（口述試験）
第一次選考合格者に対し、採用予定職への適性等について個別面接を行います。
- (3) 面接実施時期・場所等
令和6年2月13日（火）～16日（金）（予定）
日時、会場の詳細については、第一次選考合格者に対して合格通知と併せてお知らせします。
- (4) その他
応募状況により、面接を複数回行う場合があります。
なお、事前提出書類において、受験資格がないと認められた場合は、面接試験を受験できません（その旨通知いたします。）。

6 合格発表

- (1) 第一次選考（書類選考）
令和6年2月8日（木）頃までに、合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。（注）電話等による合否の照会には応じません。
令和6年2月8日（木）までに通知が届かない場合は、スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課採用担当にお問合せください。
- (2) 第二次（口述試験）選考（最終合格発表）
令和6年2月20日（火）頃までに、合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。（注）電話等による合否の照会には応じません。
令和6年2月20日（火）までに通知が届かない場合は、スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課採用担当にお問合せください。

7 勤務の条件

- (1) 給与
 - ア 給料は、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき決定されます。
（参考例：4号給の場合） 給料月額 533,500円
 - イ アのほか、期末手当、通勤手当等が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません（「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。）。
- ※ このほかに、給料月額の20%相当の地域手当が支給されます。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。
- ※ 条例は、東京都ホームページの「東京都例規集データベース」にて閲覧可能です

(http://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki_menu.html)。

(2) 勤務時間

勤務時間は、週 3 8 時間 4 5 分で、原則として週休 2 日制です。

(3) 休暇

休暇は、1 年間に 2 0 日（初年度は採用日により異なります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

(4) 服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

8 申込手続

申込みを行う場合は、(1) の応募書類を東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課採用担当宛にメール (S1130101(at)section.metro.tokyo.jp) にてご提出ください。

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at) を @ に置き換えた上で、送信してください。

※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計 3 MB 以内となるようお願いいたします。応募を確認した後、受信確認の旨のメールを返信いたします。

(1) 応募書類

ア 履歴書（第 1 号様式・写真データ添付）

イ 職歴調書（第 2 号様式）

※ ア及びイの様式については、スタートアップ・国際金融都市戦略室のホームページからダウンロードできます

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/recruitment>

※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

なお、応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、令和 6 年度東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部サステナブルファイナンス推進担当課長の採用に係る事務の範囲内でのみ利用します。

(2) 申込受付期間

令和 6 年 1 月 9 日（火）から令和 6 年 2 月 5 日（月） 1 7 時まで（必着）

9 応募先（問合せ先）

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課 採用担当

所在地 〒 1 6 3 - 8 0 0 1 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1

電話 0 3 - 5 3 8 8 - 3 6 8 1